



2023年2月21日

各位

会社名 六甲バター株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塚本 浩康  
コード番号 2266 東証プライム  
問合せ先 取締役活性本部長 丸山 泰次  
電話番号 078-231-4681

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月29日開催予定の当社第99回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が創設されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
  - ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年3月29日(水)(予定)  
定款変更の効力発生日 2023年3月29日(水)(予定)

以上

(別紙)

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第1条 当社は、六甲バター株式会社と称し、英文では、ROKKO BUTTER CO., LTD. と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(商 号)</u></p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>  | <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>   |
| <p>第6条～第12条 (条文省略)</p>  | <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>  |
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>  | <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>   |
| <p>第13条～第15条 (条文省略)</p>   | <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p>   |
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>   | <p>(削除)</p>  |
| <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>   |  |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役</u></p> |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p><u>の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p> |



| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p><u>(監査役会規則)</u><br/>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>   | <p>(削除)</p>   |
| <p><u>(報酬等)</u><br/>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>  | <p>(削除)</p>   |
| <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u><br/>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>   |
| <p>(新設)</p>  | <p>第 5 章 監査等委員会</p>   |
| <p>(新設)</p>  | <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/>第30条 監査等委員会は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p><u>(監査等委員会の招集手続)</u><br/>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。<br/>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(新設)</p>  | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u><br/>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p><u>(監査等委員会規則)</u><br/>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>  |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p data-bbox="252 163 528 197">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="108 259 507 293">第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="252 356 579 389">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="108 452 507 486">第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p> | <p data-bbox="1002 163 1278 197">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="810 259 1233 293">第<u>34</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1002 356 1329 389">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="810 452 1233 486">第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> |